

令和3年12月10日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会資料

(令和3年12月7日付託分)

企 業 庁

目 次

I	令和3年度公営企業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】	----- 1
II	神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例の概要	----- 3

【予算に関する説明書（その5）17～21頁】

I 令和3年度公営企業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】

（ゼロ県債の設定）

建設事業等の年間事業量のより一層の平準化に向けて、令和4年度当初予算案への計上を予定している建設事業等の一部を前倒しして年度内に発注するため、債務負担行為を設定する。

債務負担行為に関する調書

1 水道事業会計

（追加）

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	長 期 借 入 金	国 庫 補 助 金	自 己 資 金
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
取水及び浄水施設維持運営費	118,624		-	令和3年度～令和4年度	118,624	-	-	-	118,624
送配水施設維持運営費	52,230		-	令和3年度～令和4年度	52,230	-	-	-	52,230
原水及び浄水設備整備事業費	63,014		-	令和3年度～令和4年度	63,014	-	61,000	-	2,014
配水管網再構築事業費	228,687		-	令和3年度～令和4年度	228,687	178,000	-	-	50,687
水道施設耐震化事業費	426,474		-	令和3年度～令和4年度	426,474	294,000	-	48,830	83,644
老朽配水管リフレッシュ事業費	2,960,880		-	令和3年度～令和4年度	2,960,880	2,307,000	-	-	653,880
その他配水設備整備事業費	31,482		-	令和3年度～令和4年度	31,482	-	30,000	-	1,482
大口径老朽管リフレッシュ事業費	365,308		-	令和3年度～令和4年度	365,308	-	351,000	-	14,308

2 電気事業会計

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	負 担 金	自 己 資 金
相模貯水池堆砂対策事業費	963,930		-	令和3年度 ～ 令和4年度	963,930	799,098	164,832
相模貯水池管理事業費	2,860		-	令和3年度 ～ 令和4年度	2,860	1,336	1,524
水力発電設備整備事業費	219,298		-	令和3年度 ～ 令和4年度	219,298	-	219,298
玄倉第1発電所改造事業費	22,000		-	令和3年度 ～ 令和4年度	22,000	-	22,000

3 酒匂川総合開発事業会計

(新規設定)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	三保ダム管理受託収入	
三保ダム施設管理事業費	27,786		-	令和3年度 ～ 令和4年度	27,786		27,786
貯水池等保全対策事業費	207,867		-	令和3年度 ～ 令和4年度	207,867		207,867

II 神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例の概要

1 制定の趣旨

県営水道事業の安定経営と円滑な事業推進に関する事項について調査審議する新たな検討体制を構築するため、地方公営企業法第14条の規定に基づき、神奈川県営水道事業審議会の設置に関し、本条例を制定するものである。

2 制定の内容

(1) 設置（第1条）

神奈川県営水道事業に関する必要な事項を調査審議するため、地方公営企業法第14条の規定に基づき、神奈川県営水道事業審議会を置く。

(2) 所掌事項（第2条）

審議会は、水道事業に関する事項について神奈川県公営企業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(3) 組織等（第3条）

ア 委員の定数

審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

イ 委員の委嘱

委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

(ア) 学識経験のある者

(イ) 水道の使用者

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

3 施行期日

令和4年3月1日